

令和 年 月 日

仮契約書

<http://souzoku-sec.com>

文化庁登録 30996

文化庁登録 38597

文化庁登録 40345

相続分の証券化（特願2007-313982）について譲渡仮契約を締結します。

譲渡仮契約者（ ）以下甲と言う。

SPC 設立予定者（ ）以下乙と言う。乙は仮契約締結後、1週間以内に SPC 特別目的会社を設立す。

甲は乙に仮契約金、譲渡額の5%（金 円）を令和 年 月 日支払う

甲の譲渡予約権に乙の質権を1年間設定し（使用収益権は甲に留め、上場収益は乙の収益とす。）本契約の抽選を致します。 質権は本契約後ただちに抹消します。

乙は本契約において甲に（令和 . 未定 年 月 日）譲受額の2倍の保証金を相続分譲渡と同時履行でお支払い致します。甲は本契約までに保証料25%を借入、又キャッシュにて被相続人様がお亡くなり前にお支払い下さい。（令和 年 月 日）保証額を一時所得税扱いにする為です。

甲を設定者とする質権を1年おきに他社（甲）にスライドし金融機関への転質権とし、一年おきに抹消致します。仮契約から本契約までは一年以内に実行したいのですが、又1年以上空けて頂ければ抽選を回避できるかと思えます。この仮契約は第三者算定期間による保有者と購入者 SPC との間で譲渡予約、上場又、未上場コール・オプション契約を締結し譲渡額に甲を設定者乙を質権者とする質権を満額設定（変動）し、転質の上、一年後、抹消し、2年目から質権と著作使用権を資産に計上す。

しかし被相続人がお亡くなりになるのはいつか分からないので、予約契約から2倍の保証、履行期間を限りなく延ばし（提案ですが、一時所得税だけで国家予算をまかなえるので、相続税遅延料の廃止を政府に意見書提出してありますので、お待ち下さい）いい意味での独断と偏見により譲渡契約の需要と供給を合わせる抽選をします。（需要が供給を超えた指数を投資家へ公示する）

甲の譲渡希望額（金 ） 譲渡予定者

私の金融商品、相続分の証券化は概算利回り１７０％（税込み）ですが、抽選によ年５％の配当で５年以上この匿名組合出資商品に投資してくださった方に１７０％にする優先権を与えます。どうぞ匿名出資組合に投資して下さい。５年以上が条件ですので長生きして下さい。又６年目～１０年目、投資してくださった方には年７％のお祝い配当金をだします。この商品の評価ですが、（特許庁指定先行技術調査会社のレイテックの調査では同一、類似、なし。の結果です。）無限大の相続分の２倍の譲渡需要は尽きる事がない。著作権で独占できます。資本金１００億円、１０００億円以上に値する。資本に計上はしませんが純資産に防御特許と著作権を計上します。

甲の口座番号

乙の口座番号

SPC 設立予定者

仮契約者

代表

氏名

住所

住所

電話

電話

翌年の抽選は仮契約又社債購入、匿名組合契約をしてない方に優先します。

社債権者、匿名組合員は優先的に配当を受け、議決権は無いものとする。異を唱える方には投資金額を返還しますので脱退していただきます。

甲及び乙は本契約の解釈につき疑義が生じた場合にはお互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。その他詳細は民法、会社法の規定に従う。

仮契約金を解約金とする。

債務がある時は、遺産分割協議において、正式な譲受額を決定す。

年金のマクロ経済スライドより相続分の証券化スライドの方が口が大きいので、国家も投資家も安定財源となる。

以上、仮契約の成立を証する為、本書を２通作成し、甲、乙記名捺印の上、各１通を保有する。